

道 徳

【小学校・中学校共通】

1 道徳教育の目標

学校における道徳教育は、道徳の時間を要（かなめ）として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、（小学校では「外国語活動」が加わる）、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童・生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、児童・生徒が、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、主体的に未来を拓くことができるよう、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育は、各教科、外国語活動（小）、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて行うとともに、あらゆる教育活動を通じて適切に行われなくてはならない。その中で、道徳の時間は、各活動における道徳教育の要として、それを補充、深化、統合する役割を果たす。いわば、扇の要のように道徳教育の要所を押さえて中心で留めるような役割をもつといえる。

（1）人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う

人間尊重の精神は、生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重、人間愛などの根底を貫く精神である。日本国憲法に述べられている「基本的人権の尊重」や、教育基本法に述べられている「人格の完成」、さらには、国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章）にいう「人間の尊厳」の精神も根本において共通するものである。

生命に対する畏敬の念は、人間の存在そのものあるいは生命そのものの意味を深く問うときに求められる基本的精神であり、生命のかけがえのなさに気付き、生命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶことを意味する。

（2）豊かな心をはぐくむ

児童・生徒一人一人が、具体的な生活の中で、例えば、困っている人がいれば優しく声をかける、ボランティア活動など人の役に立つことを進んで行う、人の喜びや悲しみを共有する、美しいものを美しいと感じるなど、豊かな心をはぐくみ、それらを通して人間としての心の基本である道徳的価値を身に付け、固有の人格を形成していくことができるようにすることが大切である。

(3) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る人間を育成する

個性豊かな新しい文化を生み出すには、古いものを改めていくことも大切であるが、先人の残した優れた有形、無形の文化遺産の中に優れたものを見だし、それを継承し発展させることが必要である。先人の残した優れた文化的業績とそれを生み出した精神に学び、自らを向上させていくことによって、よりよく生きたいという人間の個人的、社会的な願いを、より広い世代の共感を伴って実現することができる。

また、これからの国際社会の中で、鋭い国際感覚をもち、広い国際的視野に立ちながらも、自己がよって立つ基盤にしっかりと根をおろしていることが大切である。

(4) 公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間を育成する

それぞれの個を生かし、よりよい集団や社会を形成していくためには、個の尊厳とともに社会全体の利益を図ろうとする公共の精神が必要である。

また、民主主義の精神は、国民主権、基本的人権の尊重、自由、平等などの実現によって達成することができる。これらが、法によって規定され保障されることによってのみ維持されるだけならば、一人一人の日常生活の中で真に主体的なものとして確立されたことにはならない。それらは、一人一人の道徳的自覚によってはじめて達成されるものである。

(5) 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する人間を育成する

教育基本法の前文に述べられているように、「世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」ことは、日本国憲法において定められた国民の決意である。

また、環境問題が深刻な問題となる中で、環境保全に努めることが重要な課題となっている。これらについての努力や心構えを、広く国家間ないし国際社会に及ぼしていくことが他国を尊重し、国際社会に平和をもたらすとともに、人類の福祉の向上や環境の保全に貢献することになる。

(6) 主体的に未来を拓く人間を育成する

道徳教育は、人間として自らの人生をどう生きるかを一人一人に問いかけるものである。そのことを通して、未来に夢や希望をもち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けられるようにしていかなければならない。そして、社会の変化に主体的に対応できるとともに、国際社会において自らの役割と責任を果たすことができるようにしていくことが求められる。

(7) その基盤としての道徳性を養う

道徳教育は、以上のような資質を支える基盤となる道徳性を養うことを目標としている。道徳性は、様々な側面からとらえることができるが、学校における道徳教育においては、各教育活動の特質に応じて、特に道徳性を構成する諸様相である道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度などを養うことが大切である。また、道徳

性の育成においては、道徳的習慣をはじめ道徳的行為の指導も重要であるが、道徳的行為が児童・生徒自身の内面から自発的、自律的に生起するよう道徳性の育成に努める必要がある。

2 道徳の時間の目標

【小学校】

道徳の時間においては、道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

【中学校】

道徳の時間においては、道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。

(1) 計画的、発展的に指導する

道徳の時間の大きな特徴は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育との関連を明確にし、児童・生徒の発達の段階に即しながら、基本的な道徳的価値の全体にわたって計画的、発展的に指導するところにある。そのためには、すべての内容について確実に指導することができる計画が必要である。

※ 資料：「道徳の内容」の学年段階・学校段階の一覧表を参照

(2) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を補充、深化、統合する

道徳の時間は、各教科、外国語活動（小）、総合的な学習の時間及び特別活動など、学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育の要の時間としての役割を担っている。すなわち、各教育活動において行われる道徳教育を、補充、深化、統合し、人間としての在り方や生き方という視点からとらえなおし、自分のものとして発展させていこうとする時間ということになる。

(3) 道徳的価値の自覚を深める

道徳的価値の自覚については、発達の段階に応じて多様に考えられるが、例えば、次の三つの事柄を押さえておくことが考えられる。一つは、道徳的価値についての理解である。道徳的価値が人間らしさを表すものであるため、同時に人間理解や他者理解を深めていくようにする。二つは、自分とのかかわりで道徳的価値がとらえられることである。そのことにあわせて自己理解を深めていくようにする。三つは、道徳的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われることである。その中で自己や社会の未来に夢や希望がもてるようにする。

【小学校】自己の生き方についての考えを深める

人格の基盤を形成する小学校の段階においては、児童が道徳的価値の自覚を深め、自己の中に形成された道徳的価値を基盤として、自己の生き方についての考えを深めていくことができるようにすることが大切である。

【中学校】道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深める

中学生の時期は、人生にかかわるいろいろな問題についての関心が高くなり、人生の意味をどこに求め、いかによりよく生きるかという人間としての生き方を主体的に模索し始める時期である。

(4) 道徳的実践力を育成する

【小学校】

道徳的実践力とは、人間としてよりよく生きていく力であり、一人一人の児童が道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、将来出会うであろう様々な場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している。

【中学校】

道徳的実践力とは、人間としてよりよく生きていく力であり、一人一人の生徒が道徳的価値を自覚し、人間としての生き方について深く考え、将来出会うであろう様々な場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している。

3 指導計画作成上の留意事項

各学校においては、校長の方針のもとに、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、「道徳教育の全体計画」と「道徳の時間の年間指導計画」を作成するようにする。

(1) 校長の方針の明確化

校長は学校の教育目標とのかかわりにおいて、道徳教育の基本的な方針を全教師に明示することが求められる。このことにより、全教師が道徳教育の重要性についての認識を深めるとともに、学校の道徳教育の重点や推進すべき方向について共通に理解することができる。

(2) 道徳教育推進教師（道徳主任等）

学校が一体となって道徳教育を進めるために、全教師が参画する体制を具体化するとともに、そこでの道徳教育の推進を中心となって担う教師を位置づけるようにする。

〔道徳教育推進教師の役割〕

ア 道徳教育の指導計画に関すること

- イ 全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
- ウ 道徳の時間の充実と指導体制に関すること
- エ 道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
- オ 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- カ 授業の公開など家庭や地域社会との連携に関すること
- キ 道徳教育の研修の充実に関すること
- ク 道徳教育における評価に関すること など

(3) 「道徳教育の全体計画」

道徳教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連のもとに、児童・生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳の内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動（小）、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育の内容及び時期並びに家庭や地域との連携の方法を示すようにする。

その際、各教科等における道徳教育にかかわる指導の内容及び時期、道徳教育にかかわる体験活動や実践活動の時期、道徳教育推進体制や家庭、地域との連携のための活動等が一覧できるものを「別葉」に加えることが考えられる。

(4) 「道徳の時間の年間指導計画」

道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動（小）、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業がなされるように工夫する。その際、内容項目について、児童・生徒や学校の実態に応じ、2学年間（中学校では3学年間）を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うように工夫する。ただし、学年段階ごとの内容項目は相当する各学年においてすべて取りあげるようにする。なお、特に必要な場合には、他の学年段階の内容項目を加えることも考えられる。

なお、年間指導計画が指導の中で有効に活用されるためには、次の内容を具備することが望ましい。

- ア 指導の時期 イ 主題名 ウ ねらい エ 資料名
- オ 展開の概要（主な発問） カ 全教育活動における道徳教育との関連

(5) 「内容」の取扱い

「内容」は、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動（小）、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うことが望ましいが、児童・生徒の発達段階や特性等をふまえ、以下のことに配慮し、児童・生徒や学校の実態に応じた指導を行うようにする。

【低学年】 あいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないことについて配慮する。

【中学年】 集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けることに配慮する。

【高学年】 法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮する。

【中学校】 自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きるうえでの自覚を身に付けるようにすることなどに配慮する。

また、悩みや葛藤等の思春期の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取りあげ、道徳的価値に基づいた人間としての生き方について考えを深められるよう配慮する。

※ 資料：「道徳の内容」の学年段階・学校段階の一覧表を参照

4 指導上の留意事項

(1) 指導体制

学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭、他の教師の参加の工夫など、道徳教育推進教師等を中心とした指導体制を充実すること。

(2) 体験活動

集団宿泊活動（中学校では「職場体験活動」）やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなどの工夫は大切であるが、道徳の時間に体験活動そのものを行ったり、単に活動を振り返るだけになったりしないこと。

(3) 魅力的な教材

副読本や、文部科学省が作成した資料集等の読み物資料に加え、先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童・生徒が感動を覚えるような魅力的な教材を活用して、児童・生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

(4) 表現し考えを深める指導

自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。

(5) 情報モラルの問題に留意した指導

児童・生徒の発達の段階や特性等を考慮し、道徳の内容との関連を踏まえて、情報

モラルを題材とした指導に留意すること。

(6) その他

道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮すること。

5 評 価

児童・生徒の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。評価を行う場合には、次のことをふまえることが望ましい。

(1) 児童・生徒の道徳性の評価

ア 児童・生徒との心の触れ合いを通して得られる共感的理解を基盤として、児童・生徒のよりよく生きようとする意欲や努力に目を向けて、一人一人の道徳性を評価すること。また、学級や学年の集団としての成長の姿を評価すること。

イ 児童・生徒のよさや個性を積極的に受け止め、多面的で幅広い視点に立った評価に心掛ける。また、児童・生徒の一時的な様子だけではなく、継続的に観察するなど長期的な視点に立った評価に心がけること。

ウ 多くの教師やそれぞれの家庭の協力を得て資料を収集するなど、複数の資料、多様な方法を生かしながら評価するように努める。また、児童・生徒一人一人の姿や変化を具体的に記述できるように努力すること。

エ 児童・生徒が自らの成長を実感し、さらによりよい生き方を求めて努力する意欲が生まれるよう、発達の段階に応じて、児童・生徒の自己評価を生かす工夫をすること。

オ 評価の結果を児童の個に応じた指導や学級全体の指導に生かすようにすること。

カ 道徳性の理解や評価のための資料は、児童・生徒のプライバシーにかかわる内容を含んでいることも多いので、資料の収集の仕方及びその結果や収集した資料については慎重に扱うこと。

(2) 道徳の時間の評価

道徳の時間における児童・生徒の様子に関する評価においても、上記の点をふまえるとともに、慎重かつ見通しをもって取り組む必要がある。

「道徳の内容」の学年段階・学校段階の一覧表

第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年
1 主として自分自身に関すること	
(1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。	(1) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。
(2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。	(2) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。
(3) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。	(3) 正しいと判断したことは、勇気をもって行う。
(4) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。	(4) 過ちは素直に改め、正直に明るいい心で元気よく生活する。
	(5) 自分の特徴に気づき、よい所を伸ばす。
2 主として他の人とのかかわりに関すること	
(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。	(1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。
(2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。	(2) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。
(3) 友達と仲よくし、助け合う。	(3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。
(4) 日ごろ世話になっている人々に感謝する。	(4) 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。
3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること	
(1) 生きることを喜び、生命を大切にする心をもつ。	(1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。
(2) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。	(2) 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にする。
(3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。	(3) 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。
4 主として集団や社会とかかわりに関すること	
(1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。	(1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。
(2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。	(2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。
(3) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。	(3) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。
(4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。	(4) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級をつくる。
(5) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。	(5) 郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する心をもつ。
	(6) 我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。

第5学年及び第6学年	中学校
(1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。 (2) より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないで努力する。 (3) 自由を大切にし、自律的で責任のある行動をする。 (4) 誠実に、明るく楽しく生活する。 (5) 真理を大切にし、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。 (6) 自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。	(1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。 (2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。 (3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。 (4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。 (5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。
(1) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。 (2) だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする。 (3) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。 (4) 謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすること。 (5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。	(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。 (2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。 (3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。 (4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。 (5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心を持ち謙虚に他に学ぶ。 (6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。
(1) 生命がかげがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。 (2) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。 (3) 美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつ。	(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。 (2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。 (3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることの喜びを見いだすように努める。
(1) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。 (2) だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。 (3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。 (4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。 (5) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。 (6) 先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力し合いよりよい校風をつくる。 (7) 郷土や我が国の伝統と文化を大切に、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。 (8) 外国の人々や文化を大切にする心を持ち、国際人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。	(1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。 (2) 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。 (3) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。 (4) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。 (5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。 (6) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。 (7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。 (8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。 (9) 国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。 (10) 国際人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

小学校外国語活動

1 目 標

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

外国語活動の目標は次の三つの柱から成り立っている。

(1) 「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深める」について

外国語活動において、児童のもつ柔軟な適応力を生かして、言葉への自覚を促し、幅広い言語に関する能力や国際感覚の基盤を培うため、国語や我が国の文化を含めた言語や文化に対する理解を深めることの重要性を述べたものである。その際、知識のみによって理解を深めるのではなく、体験を通して理解を深めることとしている。文化に関しては、理解を深めるにとどまらず、例えば、地域や学校などを紹介したり、地域の名物などを外国語で発信したりすることも考えられる。なお、体験的に理解を深めることで、言葉の大切さや豊かさ等に気付かせたり、言語に対する興味・関心を高めたり、これらを尊重する態度を身に付けさせたりすることは、国語に関する能力の向上にも資すると考えられる。

(2) 「外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る」について

コミュニケーション能力の素地を育成するためには、コミュニケーションへの積極的な態度を身に付けることが重要である。コミュニケーションへの積極的な態度とは、日本語とは異なる外国語の音に触れることにより、外国語を注意深く聞いて相手の思いを理解しようとしたり、他者に対して自分の思いを伝えることの難しさや大切さを実感したりしながら、積極的に自分の思いを伝えようとする態度などのことである。なお、この場合、ジェスチャーなど言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを図るうえで大切であることから、体験を通してさまざまなコミュニケーションの方法に触れさせることも大切である。

(3) 「外国語を通じて、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる」について

児童の柔軟な適応力を生かして、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、聞く力などを育てることが適当である。なお、小学校段階の外国語の学習については、聞くことなどの音声面でのスキル（技能）の高まりはある程度期待できるが、実生活で使用する必要性が乏しい中で多くの表現を覚えたり、細かい文構造などに関する抽象的な概念を理解したりすることを通じて学習の興味・関心を持続することは、児童にとっては難しいと考えられる。したがって、中学校段階の文法等を単に前倒しするの

ではなく、あくまでも、体験的に「聞くこと」「話すこと」を通して、音声や表現に慣れ親しむこととする。

2 指導計画作成上の留意事項

前記の外国語活動の目標を踏まえ、次のように内容を設定している。

[第5学年及び第6学年]

- 1 外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるよう、次の事項について指導する。
 - (1) 外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること。
 - (2) 積極的に外国語を聞いたり、話したりすること。
 - (3) 言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知ること。
- 2 日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めることができるよう、次の事項について指導する。
 - (1) 外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。
 - (2) 日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付くこと。
 - (3) 異なる文化を持つ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めること。

指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 外国語活動においては、英語を取り扱うことを原則とすること。
- (2) 各学校においては、児童や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を適切に定め、2学年間を通して外国語活動の目標の実現を図るようにすること。
- (3) 第2の内容のうち、主として言語や文化に関する2の内容の指導については、主としてコミュニケーションに関する1の内容との関連を図るようにすること。その際、言語や文化については体験的な理解を図ることとし、指導内容が必要以上に細部にわたったり、形式的になったりしないようにすること。
- (4) 指導内容や活動については、児童の興味・関心にあったものとし、国語科、音楽科、図画工作科などの他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 指導計画の作成や授業の実施については、学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が行うこととし、授業の実施に当たっては、ネイティブスピーカーの活用に努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制を充実すること。

- (6) 音声を取り扱う場合には、CD、DVDなどの視聴覚教材を積極的に活用すること。
その際、使用する視聴覚教材は、児童、学校及び地域の実態を考慮して適切なものとする。
- (7) 外国語活動における道德教育の指導においては、学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、外国語活動の目標と道德教育との関連を明確に意識しながら、適切な指導を行う必要がある。外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めることは、国際人としての自覚を持って世界の人々と親善に努めることにつながる。
- (8) 中学校への接続を円滑に図るために、第5学年及び第6学年においては、外国語を初めて学習することを踏まえ、児童に過度の負担をかけないように、「外国語を聞いたり、話したりすること」を主な活動内容に設定すること。

3 指導上の留意事項

(1) 2学年間を通じ指導に当たっては、次のような点に配慮するものとする

- ア 外国語でのコミュニケーションを体験させる際には、児童の発達段階を考慮した表現を用い、児童にとって身近なコミュニケーションの場面を設定すること。
- イ 外国語でのコミュニケーションを体験させる際には、音声面を中心とし、アルファベットなどの文字や単語の取り扱いについては、児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして用いること。
- ウ 言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、ジェスチャーなどを取りあげ、その役割を理解させるようにすること。
- エ 外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めることができるようにすること。
- オ 外国語でのコミュニケーションを体験させるに当たり、コミュニケーションの場面やコミュニケーションの働きを取りあげるようにすること。

(2) 児童の学習段階を考慮して各学年の指導に当たっては、次のような点に配慮するものとする

ア 第5学年における活動

外国語を初めて学習することに配慮し、児童に身近で基本的な表現を使いながら、外国語に慣れ親しむ活動や児童の日常生活や学校生活にかかわる活動を中心に、友達とのかかわりを大切にしたい体験的なコミュニケーション活動を行うようにすること。

イ 第6学年における活動

第5学年の学習を基礎として、友達とのかかわりを大切にしながら、児童の日常

生活や学校生活に加え、国際理解にかかわる交流等を含んだ体験的なコミュニケーション活動を行うようにすること。

4 評 価

(1) 評価の観点及びその趣旨

- ア コミュニケーションへの関心・意欲・態度……コミュニケーションに関心を持ち、積極的にコミュニケーションを図ろうとする。
- イ 外国語への慣れ親しみ……活動で用いる外国語を聞いたり話したりしながら、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいる。
- ウ 言語や文化に関する気付き……外国語を用いた体験的なコミュニケーション活動を通して、言葉の面白さや豊かさ、多様なものの見方や考え方があることなどに気付いている。

(2) 留意すべき事項

評価に当たっては、外国語活動で行った学習活動及び当該活動に関して指導の目標や内容に基づいて定めた評価の観点を記載したうえで、それらの観点到照らし、児童の学習状況における顕著な事項などを記入するなど、児童にどのような態度が身についたか、どのような理解が深まったかなどを文章で記述する。

評価を行うに当たっては、目標に基づいて様々な手法を利用しながら統合的に行うことが求められている。特に、第5学年では、児童の日常生活や学校生活を中心に、友達とのかかわりを大切に活動した活動を重視する。第6学年では、第5学年で培った友達とのかかわりを大切にしながら、国際理解にかかわる交流等を含んだ体験的なコミュニケーション活動へと発展的に進めたものとなるようにする。

また、表現の定着やいわゆるスキルのみの評価にならないように注意する。

総合的な学習の時間

【小学校・中学校共通】

1 目 標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

総合的な学習の時間は、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとすることから、思考力・判断力・表現力等が求められる「知識基盤社会」の時代においてますます重要な役割を果たすものである。

上に示す目標は、各学校が創意工夫ある取組を行いつつも、総合的な学習の時間を通して実現することが求められる目標である。この目標は、次の五つの要素で構成されている。

(1) 「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと」について

総合的な学習の時間において、「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと」としたのは、①「生きる力」が全人的な力であることを踏まえると、横断的・総合的な指導を一層推進する必要があること、②各教科等の学習を通して身に付けた知識・技能等は、本来児童・生徒の中で一体となって働くものと考えられ、一体となることが期待されていること、③容易には解決に至らない日常生活や社会、自然に生起する複合的な問題を扱う総合的な学習の時間において、その本質を探って見極めようとする探究的な学習によって、この時間の特質を明確化する必要があることが理由としてあげられる。

(2) 「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること」について

「自ら課題を見付け」とは、複合的な要素が入り組んで、答えが一つに定まらず、容易には解決に至らない日常生活や社会における問題と向き合って、自分で取り組むべき課題を見出すことである。「自ら学び、自ら考え、主体的に判断し」とは、自ら見付けた課題に関して主体的に学習活動を繰り広げ、自分なりに納得できる答えを探し求め、判断していくことである。「よりよく問題を解決する」とは、解決の道筋がすぐには明らかにならない、唯一の正解が得られないなどのことについても、自らの知識や技能等を総動員して、目の前の具体的な問題に粘り強く対処し解決しようとする事である。

(3) 「学び方やものの考え方を身に付けること」について

横断的・総合的な学習や探究的な学習の過程において、学び方やものの考え方を現実の様々な状況に応じて活用し、身に付けることである。

(4) 「問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること」について

児童・生徒が、問題の解決や探究活動を協同して行う学習経験を積み重ね、身近な人々や社会、自然に興味・関心をもち、それらに意欲的にかかわろうとする主体的、創造的な態度を育てることである。

(5) 「自己の生き方を考えることができるようにすること」について

「自己の生き方を考えることができる」とは、以下の三つのことである。

一つには、人や社会、自然とのかかわりにおいて、自らの生活や行動について考えていくことである。社会や自然の中に生きる一員として、何をすべきか、どのようにすべきかなどを考えることである。

二つには、自分にとっての学ぶことの意味や価値を考えていくことである。取り組んだ学習活動を通して、自分の考えや意見を深めることであり、また、学習の有用感を味わうなどして学ぶことの意味を自覚することである。

これらの二つを生かしながら、学んだことを現在及び将来の自己の生き方につなげて考えることが三つめである。

以上の五つの要素のうち、(1)は、総合的な学習の時間に特有な学習の在り方を示しており、総合的な学習の時間においては、横断的・総合的な学習や探求的な学習を通すことが重要である。これを前提として、(2)(3)(4)に示された資質や能力及び態度を育成しつつ、(5)に示された自己の生き方を考えることができるようにすることをめざしている。

また、各学校においては、総合的な学習の時間の目標における五つの要素をすべて含んだうえで、目標及び内容（以下、各学校において定める目標及び内容）を定めるようにする。

2 指導計画作成上の留意事項

指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連のもとに、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示す。その際、中学校は、小学校における総合的な学習の時間の取組をふまえる。

(2) 地域や学校、児童・生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な

学習、探究的な学習、児童・生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行う。

- (3) 各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視する。
- (4) 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえる。
- (5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童・生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行う。また、小学校は、地域や学校の特色に応じた課題として、地域の人々の暮らし、伝統と文化などを扱う。中学校は、職業や自己の将来に関する学習活動なども行う。
- (6) 各教科、道徳、外国語活動（小）及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにする。
- (7) 各教科、道徳、外国語活動（小）及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、総合的な学習の時間の目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行う。
- (8) 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定める。
- (9) 総合的な学習の時間における道徳教育の指導においては、道徳の時間における道徳教育との関連を図りながら、学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、横断的・総合的な学習や探求的な学習を通して自己の生き方を考えられるようにする。
- (10) 小学校・中学校間の接続を円滑に図るために、小学校第5学年及び第6学年においては中学校での学習活動も視野に入れ、中学校第1学年においては、小学校の学習経験や、その経験から得られた成果について事前に把握し、連続的かつ発展的な学習活動が行えるよう計画を作成する。

3 指導上の留意事項

- (1) 各学校において定める目標及び内容に基づき、児童・生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行う。

各学校で定めた総合的な学習の時間の目標及び内容に基づいて、望ましい学習状況に達しているかを継続的に評価しながら、より質の高い学習状況に向けて自立的な学習が行われるよう、必要な手立てを講じる。

- (2) 問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする

学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにする。

今回の学習指導要領改訂において、言語活動は各教科等を貫く重要な改善の視点である。体験したことや収集した情報を、言語により分析したりまとめたりすることは、問題の解決や探求活動の過程において特に大切にすべきことである。

(3) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れる。

(4) 体験活動については、総合的な学習の時間の目標並びに各学校において定める目標及び内容をふまえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付ける。

(5) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行う。

同学年や異学年の教師が協同で計画や指導に当たることはもちろん、全教職員がこの時間の学習活動の充実に向けて協力するなど、学校全体として取り組むことが不可欠である。

(6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行う。

(7) 小学校は、国際理解に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにする。

(8) 小学校は、情報に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにする。

(9) 中学校は、職業や自己の将来に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにする。

「職業や自己の将来に関する学習」とは、成長とともに大人に近づいていることを実感すること、自らの将来を展望すること、実社会に出て働くことの意味を考えると、どんな職業があるのかを知り、どんな職業に就きたいのか、そのためにはどうすればよいのかを考えることなどである。

(10) 「大阪らしさ」を生かした学習を行う際には、大阪の豊かな人的・物的教育資源を活用することを通して、新しい大阪文化を創造するために必要な力をはぐくむ学習活動が行われるようにする。

4 評 価

(1) 評価の観点及びその趣旨

各学校が定めた学習の目標及び内容にしたがって評価の観点を定め、児童・生徒にどのような力が身に付いたかを適切に評価する。

(2) 留意すべき事項

- ア 学習活動をよりよく改善するものであるということに十分配慮する。
- イ 学習の成果、よい点や意欲・態度、進歩の状況などをよりよく見取る。
- ウ 数値的に評価することはせず、学習の状況や成果及び過程について評価する。
- エ 評価の観点や評価規準を適切に定め、評価の信頼性・妥当性を高める。
- オ 異なる評価方法や評価者による多様な評価を適切に組み合わせる。